		日	号外	ページ
九七	平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての個人の道府県民税及び市町村民税の臨時特例に関する法律施行規則	二九	228	三
	○法　務　省			
三四	司法試験法施行規則の一部を改正する省令	一		三
三五	法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令	二二		二
九	**○外　務　省**			
	研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令	二七	225	一一
	○財　務　省			
五一	支出官事務規程及び歳入徴収官事務規程の一部を改正する省令	一		三
五二	平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律施行規則	二九	228	三
五三	法人税法施行規則の一部を改正する省令	二九	228	三
	○厚生労働省			
一〇九	厚生労働省組織規則の一部を改正する省令	一		三
一一〇	雇用保険法施行規則の一部を改正する省令	一		四
一一一	厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令	一四		二
一一二	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令	一四	215	七
一一三	食品衛生法施行規則の一部を改正する省令	二〇	220	一
一一四	社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令	二二		三
一一五	薬事法施行規則の一部を改正する省令	二七	225	一三
一一六	旧薬事法施行規則の一部を改正する省令	二七	225	一三
	○農林水産省			
五三	農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令	一		四
五四	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則の一部を改正する省令	一		四
五五	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令	五		一
	○農林水産省、経済産業省			
四	商品取引所法施行規則の一部を改正する省令	一二		二
五	商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省・経済産業省関係省令の整備及び経過措置に関する省令	一五	216	一
	○経済産業省			
五一	商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令	一五	216	四九
五二	工業統計調査規則の一部を改正する省令	二〇	220	一
	○国土交通省			
四八	地籍調査作業規程準則の一部を改正する省令	一二	213	一
四九	地籍図の様式を定める省令の一部を改正する省令	一二	213	二
五〇	国土調査法第十条第二項に規定する国土交通省令で定める要件を定める省令	一二	213	三
五一	建設業法施行規則の一部を改正する省令	一五	217	一
五二	船員法施行規則の一部を改正する省令	一九	219	一
	○環　境　省			
二二	地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令	一		四
二三	環境省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令	一	207	一
	○防　衛　省			
一二	特別調達資金会計官及び特別調達資金出納命令官受入事務規程の一部を改正する省令	一		五
一三	防衛省職員の留学費用の償還に関する省令の一部を改正する省令	一		五
一四	捕虜収容所処遇規則の一部を改正する省令	二二		四
一五	自衛隊の大規模広報施設に係る入場料の徴収に関する実験の実施に関する省令	二二		四
	○内閣府、法務省			
二	電子記録債権法第五十一条第一項の規定に基づき電子債権記録業を営む者を指定した件	二〇		七
	○国家公安委員会			
二九	盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則第四条第二項の規定に基づく告示	一四		二
	○金　融　庁			
一〇八	適格機関投資家に該当する者を指定する件の一部を改正する件	一		五
一〇九	金融商品取引法第七十九条の十第一項の規定による届出に関する件	八	212	
一一〇	競売買の方法以外の方法による有価証券の売買等を定める件の一部を改正する件	一二		二
一一一	保険業法第二百九条第二号の規定による届出に関する件	一三		一
一一二	銀行法第二十六条第一項の規定により銀行に業務の停止を命じた件	二二		一

規　則

	○人　事　院			
九―一二三―三	人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則	四		二
	○国家公安委員会			
五	犯罪捜査規範の一部を改正する規則	二二		四

告　示